

## 幼兒は如何に躾くべきか

笛野 豊美

幼稚園の幼兒程可愛らしいものはありませんね、御同様幼稚園教育に従事して居るものは、朝の九時から午後二時頃までは、まあ天國に遊んで居る様なものです、幼兒の無邪氣の顔を見ると、怒つて出て来た心が急に宥められて知らず笑みを漏す程度で、幼兒は私等の鬱を晴し、悲みを慰め、怒を宥めてくれる、唯一の慰安者であります、すると此可愛らしい幼兒に對して私等は何か其報酬として盡すべき義務はありますまい、御同様澤山あると考へます、私も其義務を果そうとして居る一人で幼稚園に從事してから校内に研究會を組織して第一に保育程度一覽なるものを本校在職の保母四名と共に實驗の上から調製を了し保育の形式を一定したのは一昨年の夏でありまして、それから直ちに躾方の方針及方法を研究しました、此躾方なるものゝ一定とか云ふことは最も難な研究であつて幼稚園の躾方の大部分は家庭に困

幼稚園にある間とを問はず反面から研究して見やうとしたのが躾方研究の第一着でありまして、幼兒一晝夜の悪い悪いといふ習慣を持ひ上げました、何とあるではありませんか。さつとでも三百五項ありました、さあ之を基本として一項毎に、これはどうして起つた習習か、又何うしたら矯正が出来やうか、といふ風に研究した結果、一は家庭より起きり又家庭で矯正すべき惡習で、他は惡習の發生は家庭から出來ても又幼稚園で作つたのでもそれはよいとして、兎に角幼稚園で矯正すべきものとの二つに分けることが出来ます、例へば朝の床にある間から起きて顔を洗ひ、朝食をなし登園準備及び登園途中迄での間にする動作と幼稚園から歸宅して夕食をなし寝るまでの間にかかる間等になす惡習とは第一に屬して家庭に其責任を負ふていたらしくいたしますし、幼稚園の昇降口から各室にある間の唱歌、遊戲、手技、談話、

書食等の際に眼に映する悪習及び室外にある間運動場中、遊戲中、廊下、便所等下校の時までの悪習は多くは幼稚園で矯正することが出来ます。それで家庭に属する第一項の悪習が百三十一項幼稚園に属する第二項が百七十四項あります。等は此三百五項を逐一に研究して行きました。庭に属することは保護者に其全項を申送つて注意して之が矯正を頼むこといたしました。幼稚園に属することは一項毎に其悪習の原因を研究して見ますと何歳位の児は斯様の悪い習慣がある、幾歳前後にかかる惡習が起る、といふ様に漸次に分類されて行きました。所が面白い事には追調査の進むに連れて年齢によつて同じ習慣に差異が出来て来ますし又惡習の程度も異なる様になります、そこで數多ある惡習を殆んど組數に分けることが出来まして、二の組、三の組といふ様に分けたのが訓練の方法調査の第二着となります。りました、それから第三着即訓練の方針に進むので、第二に於て凡そ惡習が年齢に分けられたのを持って来て三の組の幼兒即ち満三四歳のものは此の

様の惡習がある斯様の惡習が起り易いから三の組幼兒の訓練は斯ういふ様にしむけて此の類の惡習を矯正し、かくすれば此惡習は未發に防ぐことが出来るといふ事から三の組幼兒の様方は斯くすべきものなり、練習の方針及び方法はかうしたらよからう、といふ風に始めて目的を達し二の組一の組も同様の方法でやつて何うやらかうやら幼稚園に於ける訓練の方針が定まりました。目的とした幼稚園幼兒は如何に矯へべきかといふ問題も半ば解決されたかと思はれますこれが訓練法調査の経路の大要です、併しこれは自分免許の解決でありまして、お愧かしくつて発表も出来ませんしまだ書きませんとしても非常な頁数を要します、それには幼稚園に属する方は何處の幼稚園でも大概同じやうでもありますし又各幼稚園が皆矯正即訓練に種々の方法を用ひられて居るでせうから、此度は御免を蒙つてフレベル會幹事諸君の折角の御申越に對して項目の少ない家庭に属する分即ち家庭に注意して矯正を頼む方の惡習を成るべく簡単にして大要だけを書きます。これは幼稚園保

- 母以外の一般家庭のふ母あさんにも御参考になることへ思ひますから
- 一、朝床にある用は如何に早くべきか  
一定の時間に必ず起すべきこと
- 若し之を厳格に實行せぬと色々の悪い習慣が出来ますそれは
- (一) 目がさめても起きぬ兒 (二) 目が覺めぬ兒  
(三) 早く覺めて人を困らせる兒
- (四) 起きるために物をねだる兒 (五) 起すと泣いたり騒がりする兒  
目が覚めても床の中で菓子や果物を食べねば起きぬ兒其果物菓子に好みといふ兒
- (六) 又數を幾つ幾つと望む兒 (七) 起きて顔を洗ふ迄
- (八) 起きたば直ぐに寝衣を着替させること  
直ちに顔を洗はせること (三四歳まで洗つてやる)  
又口を嗽がせ (微温湯) 手を洗はせること (全上)

- 相當年齢に至れば冷水摩拭をさせること  
食事まで適當の運動をさせること
- 等をよく守らせ決して我意を通させず充分に勵行させるのであります親の方に何か都合があつて二三回も止め、又子供の可愛さと親の根気が負けて一二回我儘をさせると、何處迄悪くなるか持てあます様の習慣が出来ますそれは
- (一) 睡巻の儘居たがる兒 (二) 着せる人を選ぶ兒  
(三) 着物を着替ゆるに素直に着ないのみか、氣に叶ひし物は汗となつても汚れてもそれのみ着たがる兒 (四) 着方を直させぬ兒 (五) 卷き帶にしたがる兒 (六) 帯の結び方に苦情をいふ兒  
(七) 附紐を嫌ふ兒 (八) 衣類の良否をいふ兒 (九) 顔を洗ふの、大嫌いな兒  
(十) 自分で洗へても洗はぬ兒 (十一) 湯でなければ洗はぬ兒 (十二) 顔を洗つても口を嗽がぬ兒  
(十三) 眼やにを洗ふのを嫌ふ兒 (十四) 水いたづらをする兒又衣類を濡す兒 (十五)

三、  
朝飲より登園迄  
あさしょくじよとうえんまで  
**(十六) 何時迄も運動する兒等澤山ある**

食後直ちに嘔をさせること（微湯湯）  
等を幼少の時から行はせ 充分なる注意をしませんと、色々の惡習を作り、終には之を矯正するの  
が困難となります 悪くなつた兒の二三を挙げま  
すと

(一) 好みの品に物をうながす  
(二) 好みの品に物をうながす  
量を過す兒  
児  
(五) 食べさせてもらう兒  
(四) 入れ物を見るまでねだる兒  
左手に持つ兒  
(八) 急ぐ兒  
(七) 食べ残しをする兒  
(九) 人の眞似をする  
(十) 場所をあちらこちらに變へて  
食べる兒  
(十一) 湯、茶、水をかけて  
食べる兒  
(十二) 外見してこぼす兒

(十二) 話や外見して長食する兒  
 四) 定刻に食はぬ兒  
 ふ兒

(十三) 朝飯を食べぬ兒  
 七)

(十四) 紿仕人を選む兒  
 朝飯を食へぬ兒

(十五) 前後を争ふ兒  
 (十六) 紿仕人を選む兒

與へし衣類履物等を必ず着せしむべきこと  
女兒には梳らしむること  
登園の時は必要品の外決して與へぬこと  
も從はせるといふ勇氣がないと斯様の悪いことが  
泣く兒

(一) 衣類履物等を着たり脱いたりする兒 (二) 我意を通させぬと  
(三) 髪の形掛物に小言といふ兒

(五) 送り人を選ぶ兒 (又は附添人誰彼といふ)  
(六) 金錢をねだる兒 (途中で無駄物を買ふ)  
(七) 品物をねだる兒 (幼稚園)

(八) 玩具の持參をねだる兒

は親が餘程氣を強くして自分の命令には何處迄  
はせるといふ勇氣がないと斯様の悪いことが  
泣く兒

(一) 衣類履物等を着たり脱いたりする兒 (二) 我意を通させぬと  
(三) 髪の形掛物に小言といふ兒

(五) 送り人を選ぶ兒 (又は附添人誰彼といふ)  
(六) 金錢をねだる兒 (途中で無駄物を買ふ)  
(七) 品物をねだる兒 (幼稚園)

(八) 玩具の持參をねだる兒



す  
す  
行させねばなりませぬ隨分色々の兒がありま  
す

- (一) 役宅して挨拶せぬ兒 (二) 役宅して衣類をぬがぬ兒 (三) 役宅早々小遣錢をねだる兒 (四) 直ぐに外出し又無断で外出する兒 (五) 恩物(幼稚園製作品)を持ち歸つて仕舞ぬ兒 (六) 恩物を他人に渡して後を構はぬ兒 (七) 善き事も惡しき事も保母の命なりとて我意を通す兒 (八) 幼稚園でした事又保母より言ひつけられたことを言はぬ兒 (九) 無暗に「みつ豆」「ぽつたら焼」等の下等の品を買食する兒 (十) 菓子など家に在るものにては満足せず彼是無理といふ兒 (十一) 友だちを多人數連れこむ兒 (十二) 書寝して起きたる時泣く兒 (十三) 夏裸体になる兒 (十四) 水遊(適宜にすらりと水を生水を飲みたがる兒) (十五) 父の命はさくも母の言ふこと命に従はぬ兒 (十六) 祖父母に甘へ父母の命に従はぬ兒 (十七) 女中の言ふことをさ

二十二

かず又は無暗に打つ兒 (十八) 偽りて召使のこと訴ふる兒 (十九) 兄姉のいたはりくれるにつけこみ我儘を通す兒 (二十) 兄弟喧嘩をする兒 (二十一) 一つの品を兄弟で争ふ兒 (二十二) 玩具の後始末をせぬ兒 (夕飯の時は朝食の時に同じ)

## 六、夕食後より寝るまで

夕食後は食べ物を與へぬこと運動を適宜にさせること

寝る時間を一定すること等を必ずさせる習慣をなし容易に變更せずよく實行させること

(一) 夕食後必ず菓子等をねだる兒 (二) 家人の多忙なるに構はず外出を望み泣き騒ぐ兒 (三) 寝る時間來ても中々床にはいらぬ兒 (四) 無暗に夜更かしをして朝起きぬ兒 (五) 寝る時負ふを好み又外に出なければ寝られぬ兒 (六) 寝る時便所に行くのをいやがり小便する兒等悪い習慣の子供が出来ま

すこれはやはり親が多くは惡習をつくり出すので教えるのと同じことが多いのです

外出

をさせる場合には外遊の時間を定め置く

こと及び友だちを選むこと

夜は家人等外出する時も可成同伴せしめぬこと

情をはり無理をいふ兒

(二)客へ出してあ

る菓子等をねだる兒

(三)客間にはいりた

がる兒

(四)客の顔を見て親に何々買つ

てくれとねだる兒

(五)客の包を指してこ

れは何なといふ兒

(六)他家を訪問した時

行儀悪く菓子など貰いたそな風をする兒

(七)急ぎ歸りたがる兒

夜就眠より翌朝迄

可成獨寐させること(衛生上)

いやがる兒等澤山あります

(一)菓子を食べながら寝る兒

昔西洋に天文學者をいたり、或る夜天を眺めて途に行けるに誤て溝に落ちたり、老婆見て之に詫びて曰く汝未だ地を知らずして先づ天を伺はんとす、此墜落ある所以なりと睫毛の先きは見へずして富士は見へるの理窟人は兎角近きを忘れて遠きを望むものなり、人の着物に鐵があるのが、鬚が捩れて居るのといふまへに先づ我が振り如何にと顧るべし、招待された時の御飯に生粒があつたを吹聴したくば先づ自分の供け飯の手際なる考ふへし政が「本の娘の内を豚のやうにして居てのは困りものなり」他所の子供の仕付を氣にするより、先づ自分の行政を直すべし、彼所の娘の着物が贅澤のやうに内への娘のあの帶は如何にと注意せよ、慈善のために音樂會へ行くほどの深切あらは、先づ内の下女を勞はるべし、其娘は賛澤の娘の内つて居る者には見向きもせすとして新聞の困つて居る者については名のために施しするも順序が遠ふやうなり食事も、親類のお母あ

子を望む兒

(三)夜中乳房をいぢり又乳を

呑む兒

(四)夜中小便の度に泣き出す兒

(五)夜中起きて遊びたがる兒

(六)夜中お

んぶして外出を望む兒

(七)夜中夢に驚き

て泣く兒(病氣の事あり)

等澤山ありまして細かに書けば際限がありません

がこれは皆親御さんが悪いから起ることと思ひます

家の坊やは之れこれでして眞實に困ります

とお腹から惡習を持つて生れて來たかの様に又

の様に悪いのですと自慢する様のものではあり

ますまいから可愛らしい子供の惡口も此位にして

置きませう可愛らしい坊ちゃん娘さんのお母あ

さん充分に注意して下さいよ

文學生下田 次郎